



発行
東京都

目次

告示

○貸金業法による行政処分………
………（産業労働局金融部貸金業対策課）………

告示

●東京都告示第六百三三三号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。）第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

令和三年四月二日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

(一) 商号又は名称 有限会社フレンド田

(二) 氏名（法人の場合） 牛久 今日子
（代表者氏名）

(三) 主たる営業所 新宿区高田馬場三丁目二番一号 大和ビル二階

- (四) 登録番号 東京都知事(9)第一五二九四号
- (五) 登録年月日 平成三十一年三月十五日
- 二 処分年月日 令和三年三月十九日
- 三 処分の内容 業務の全部（弁済の受領に関する業務及び訴訟又は調停に應ずる業務を除く。）を停止する。
- 四 業務停止期間 令和三年三月二十六日から同年七月二十三日まで（百二十日間）
- 五 適用条文 法第二十四条の六の四第一項第二号

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

